

金沢市委託業務成績評定試行要領

令和6年4月1日決裁

(目的)

第1条 この要領は、本市が発注する委託業務の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等並びに技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 この要領において評定の対象となる委託業務は、金沢市契約規則（平成15年規則第1号）第37条の2第1項第2号のうち、建築工事に関わる設計を除くすべての委託業務とする。

(評定者及び評定比)

第3条 委託業務の評定者（以下「評定者」という。）の区分、評定者となるもの及び評定比は、次の表のとおりとする。

区 分	評定者となる者	評定比
第一次評定者	監督員 (評定の対象となる委託業務の監督を行う者)	0.4
第二次評定者	総括監督員 (監督員を指導する者で、所属長又は所属長の指名する者)	0.2
第三次評定者	検査員 (評定の対象となる委託業務の検査を行う者)	0.4

(評定の方法)

第4条 評定は、委託業務等ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。
なお、評定は成績評定システムにより行うものとする。

2 委託業務成績評定点は、「業務成績採点表」により行うものとする。

3 管理技術者、担当技術者、照査技術者の成績評定点は、各技術者の「成績採点表」により行うものとする。

4 「業務成績採点表」、各技術者の「成績採点表」の様式は成績評定システムによるものとする。

(評定の時期)

第5条 評定の時期は、第三次評定者（検査員）は検査を実施したとき、第一次評定者（監督員）又は第二次評定（総括監督員）は委託業務が完了したとき、それぞれ評定するものとする。

(評定の結果報告)

第6条 評定の結果報告は、委託業務完了時に行うものとし、第三次評定者は検査に合格したと認められたときは、速やかに委託業務成績調書を作成し、業務完了届とともに委託業務担当課へ送付する。

2 委託業務担当課の課長は、委託業務成績調書及び業務完了届に成果資料（概要等）を添付し、主務局長又は主務次長に報告するものとする。

(成績評定結果の通知)

第7条 監理課長は、委託業務成績評定通知書により、評定点を当該委託業務の受注者に通知するものとする。なお、通知書の様式は成績評定システムによるものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

業務成績採点表

地質調査業務、測量業務		業務名																						(技術者評定)(注2)														
考查項目	細別	第一次評定者							第二次評定者							第三次評定者						細別評定点(注2)				管理技術者		担当技術者(注1)		照査技術者								
		a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	評価点	基礎点	評定点 / 配点	(評定率)	基礎点	評定点 / 配点	基礎点	評定点 / 配点	基礎点	評定点 / 配点						
プロセス評価	実施能力の評価	5		2.5		0	-2.5	-5	10	7.5	5	2.5	0	-5	-10	10		5		0	-5	-10	12.0		/	20		12.0	/	20	3.0	/	5	3.0	/	5		
	実施状況の評価	執行管理	5		2.5		0	-2.5	-5														3.0		/	5		3.0	/	5	3.0	/	5					
		品質管理	10		5		0	-5	-10							10		5		0	-5	-10	12.0		/	20		12.0	/	20	18.0	/	30	30.0	/	50		
		業務特性								20	15	10	7.5	0									6.0		/	10		6.0	/	10	7.5	/	12.5					
		創意工夫	4	3	2	1	0																2.4		/	4		2.4	/	4	2.4	/	4					
	説明調整能力の評価	6		3		0	-3	-6														3.6		/	6		3.6	/	6	3.6	/	6						
	取組姿勢								10	7.5	5	2.5	0									3.0		/	5		3.0	/	5	4.5	/	7.5						
結果の評価	成果物の品質	10		5		0	-5	-10							20		10		0	-10	-20	18.0		/	30		18.0	/	30	18.0	/	30	30.0	/	50			
評定者別評価点 ①																																						
評定者別基礎点 ②		60.0																																				
評定者別評定点(③=①+②)		④							⑤							⑥																						
業務評定点計(注3) ⑦=(④×0.4+⑤×0.2+⑥×0.4)																						/ 100				/ 100		/ 100		/ 100								
⑧事故等による減点(業務遂行段階を対象とする)																																						
⑨成果物に、受注者の責任に起因する契約不適合が存在し、契約図書に記された手続きに従い、契約不適合による修補又は損害賠償が実施された場合の減点(軽微なミスの修正を除く)																																						
総合評定点の算定		総合評定点⑩=⑦+⑧+⑨																																				

注: 1.「担当技術者」は、それぞれ8人までとする。
 2.各評価項目の評定点は、少数第二位を四捨五入して表示している。
 3.「⑦」「⑩」は、少数第一位を四捨五入し整数とする。

管理技術者 成績採点表

地質調査業務、測量業務		業務名																											
評価項目	細 別	第一次評定者							第二次評定者							第三次評定者							細別評定点						
		a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	評価点	基礎点	評定点 / 配点	(評定率)			
プロセス評価	実施能力の評価	実施体制及び執行計画	5		2.5		0	-2.5	-5	10	7.5	5	2.5	0	-5	-10	10		5		0	-5	-10		12.0	/	20		
	実施状況の評価	執行管理	5		2.5		0	-2.5	-5																	3.0	/	5	
		品質管理	10		5		0	-5.0	-10									10		5		0	-5	-10		12.0	/	20	
		業務特性								20	15	10	7.5	0												6.0	/	10	
		創意工夫	4	3	2	1	0																			2.4	/	4	
	説明調整能力の評価	説明調整能力	6		3		0	-3	-6																	3.6	/	6	
	取組姿勢	責任感・積極性・倫理観								10	7.5	5	2.5	0												3.0	/	5	
結果評価	成果品の品質	10		5		0	-5	-10									20		10		0	-10	-20		18.0	/	30		
⑦管理技術者業務評定点																										60.0	/	100	
⑧事故等による減点(業務遂行段階を対象とする)																													
⑨成果品に、受注者の責任に起因する契約不適合が存在し、契約図書に記された手続きに従い、契約不適合による修補又は損害賠償が実施された場合の減点(軽微なミスの修正を除く)																													
管理技術者業務評定点合計		総合評定点⑩=⑦+⑧+⑨																											

照査技術者 成績採点表

地質調査業務、測量業務

業務名

評価項目	細 別	第一次評定者							第二次評定者							第三次評定者							照査技術者評定点								
		a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	評価点	基礎点	評定点 / 配点	(評定率)					
プロセス評価	実施能力の評価																														
	実施状況の評価	実施体制及び執行計画																													
		執行管理																													
		品質管理	28		14		0	-14	-28							12		6		0	-6	-12		30.0	/ 50						
		業務特性																													
	創意工夫																														
	説明調整能力の評価																														
取組姿勢																															
結果評価	成果品の品質	12		6		0	-6	-12							28		14		0	-14	-28		30.0	/ 50							
⑦照査技術者評定点																								60.0	/ 100						
⑧事故等による減点(業務遂行段階を対象とする)																															
⑨成果品に、受注者の責任に起因する契約不適合が存在し、契約図書に記された手続きに従い、契約不適合による修補又は損害賠償が実施された場合の減点(軽微なミスの修正を除く)																															
照査技術者評定点合計		総合評定点⑩=⑦+⑧+⑨																													

業務成績採点表

設計業務 「概略・予備」、 「詳細設計」		業務名																						(技術者評定)(注2)														
審査項目	細別	第一次評定者							第二次評定者							第三次評定者						細別評定点(注2)				管理技術者		担当技術者(注1)		照査技術者								
		a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	評価点	基礎点	評定点 / 配点	(評定率)	基礎点	評定点 / 配点	基礎点	評定点 / 配点	基礎点	評定点 / 配点						
プロセス 評価	実施能力の 評価	5		2.5		0	-2.5	-5	10	7.5	5	2.5	0	-5	-10	10		5		0	-5	-10	12.0		/	20		12.0	/	20	3.0	/	5	3.0	/	5		
	実施 状況 の 評価	執行管理	5		2.5		0	-2.5	-5														3.0		/	5		3.0	/	5	3.0	/	5					
		品質管理	10	7.5	5	2.5	0	-5	-10							10	7.5	5	2.5	0	-5	-10	12.0		/	20		12.0	/	20	18.0	/	30	30.0	/	50		
		業務特性								20	15	10	7.5	0									6.0		/	10		6.0	/	10	7.5	/	12.5					
		創意工夫	4	3	2	1	0																2.4		/	4		2.4	/	4	2.4	/	4					
	説明調整能力 の評価	6		3		0	-3	-6														3.6		/	6		3.6	/	6	3.6	/	6						
	取組 姿勢								10	7.5	5	2.5	0									3.0		/	5		3.0	/	5	4.5	/	7.5						
結果の評価	成果物の品質	10	7.5	5	2.5	0	-5	-10							20	15	10	5	0	-10	-20	18.0		/	30		18.0	/	30	18.0	/	30	30.0	/	50			
評定者別評価点 ①																																						
評定者別基礎点 ②		60.0																																				
評定者別評定点(③=①+②)		④							⑤							⑥																						
業務評定点計(注3) ⑦=(④×0.4+⑤×0.2+⑥×0.4)																						/ 100				/ 100		/ 100		/ 100								
⑧事故等による減点(業務遂行段階を対象とする)																																						
⑨成果物に、受注者の責任に起因する契約不適合が存在し、契約図書に記された手続きに従い、契約不適合による修補又は損害賠償が実施された場合の減点(軽微なミスの修正を除く)																																						
総合評定点の算定		総合評定点⑩=⑦+⑧+⑨																																				

注: 1. 「担当技術者」は、それぞれ8人までとする。
 2. 各評価項目の評定点は、少数第二位を四捨五入して表示している。
 3. 「⑦」「⑩」は、少数第一位を四捨五入し整数とする。

管理技術者 成績採点表

設計業務 「概略・予備」、「詳細設計」		業務名																											
評価項目	細 別	第一次評定者							第二次評定者							第三次評定者							細別評定点						
		a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	評価点	基礎点	評定点 / 配点	(評定率)			
プロセス評価	実施能力の評価	実施体制及び執行計画	5		2.5		0	-2.5	-5	10	7.5	5	2.5	0	-5	-10	10		5		0	-5	-10		12.0	/	20		
	実施状況の評価	執行管理	5		2.5		0	-2.5	-5																	3.0	/	5	
		品質管理	10	7.5	5	2.5	0	-5	-10									10	7.5	5	2.5	0	-5	-10		12.0	/	20	
		業務特性								20	15	10	7.5	0												6.0	/	10	
		創意工夫	4	3	2	1	0																			2.4	/	4	
	説明調整能力の評価	説明調整能力	6		3		0	-3	-6																	3.6	/	6	
	取組姿勢	責任感・積極性・倫理観								10	7.5	5	2.5	0												3.0	/	5	
結果評価	成果品の品質	10	7.5	5	2.5	0	-5	-10									20	15	10	5	0	-10	-20		18.0	/	30		
⑦管理技術者業務評定点																										60.0	/	100	
⑧事故等による減点(業務遂行段階を対象とする)																													
⑨成果品に、受注者の責任に起因する契約不適合が存在し、契約図書に記された手続きに従い、契約不適合による修補又は損害賠償が実施された場合の減点(軽微なミスの修正を除く)																													
管理技術者業務評定点合計		総合評定点⑩=⑦+⑧+⑨																											

担当技術者 成績採点表

評価項目		細 別	第一次評定者							第二次評定者							第三次評定者							細別評定点							
			a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	評価点	基礎点	評定点 / 配点	(評定率)				
プロセス評価	実施能力の評価	実施体制及び執行計画	5		2.5		0	-2.5	-5																		3.0	/	5.0		
	実施状況の評価	執行管理	5		2.5		0	-2.5	-5																			3.0	/	5.0	
		品質管理	10	7.5	5	2.5	0	-5	-10									20	15	10	5	0	-10	-20			18.0	/	30.0		
		業務特性									25	19	12.5	7	0													7.5	/	12.5	
		創意工夫	4	3	2	1	0																					2.4	/	4.0	
	説明調整能力の評価	説明調整能力	6		3		0	-3	-6																			3.6	/	6.0	
	取組姿勢	責任感・積極性・倫理観									15	12	7.5	4	0													4.5	/	7.5	
結果評価	成果品の品質	10	7.5	5	2.5	0	-5	-10									20	15	10	5	0	-10	-20			18.0	/	30.0			
⑦担当技術者評定点																							60.0	/	100						
⑧事故等による減点(業務遂行段階を対象とする)																															
⑨成果品に、受注者の責任に起因する契約不適合が存在し、契約図書に記載された手続きに従い、契約不適合による修補又は損害賠償が実施された場合の減点(軽微なミスの修正を除く)																															
担当技術者評定点合計		総合評定点⑩=⑦+⑧+⑨																													

照査技術者 成績採点表

設計業務 「概略・予備」、「詳細設計」		業務名																																				
評価項目	細 別	第一次評定者							第二次評定者							第三次評定者						照査技術者評定点																
		a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	評価点	基礎点	評定点 / 配点	(評定率)												
プロセス評価	実施能力の評価																																					
	実施状況の評価	実施体制及び執行計画																																				
		執行管理																																				
		品質管理	28	21	14	7	0	-14	-28																			12	9	6	3	0	-6	-12		30.0	/ 50	
		業務特性																																				
	創意工夫																																					
	説明調整能力の評価																																					
取組姿勢																																						
結果評価	成果品の品質	12	9	6	3	0	-6	-12																			28	21	14	7	0	-14	-28		30.0	/ 50		
⑦照査技術者評定点																							60.0	/ 100														
⑧事故等による減点(業務遂行段階を対象とする)																																						
⑨成果品に、受注者の責任に起因する契約不適合が存在し、契約図書に記された手続きに従い、契約不適合による修補又は損害賠償が実施された場合の減点(軽微なミスの修正を除く)																																						
照査技術者評定点合計		総合評定点⑩=⑦+⑧+⑨																																				

監 理 第
令和 年 月
(〇〇〇〇年)

号
日

様

金沢市長 〇〇 〇〇
(公印省略)

委託業務成績評定の通知について

委託業務成績評定は、以下のとおりです。

記

委託業務名	
評 点	点
判 定	優 秀 良 好 普 通 やや不良 不 良
備 考	

評点に関する説明の要求は、本通知を受け取った翌日から起算して5日（土日、祝日及び年末年始の日数は算入しない。）以内に、説明要求書により行うことができます。

説明要求書の書式は、監理課ホームページを参照してください。

項目別評定点

考査項目	細別	業務評定 (評定点/満点)	技術者評定			
			管理技術者 (評定点/満点)	担当技術者 (評定点/満点)	照査技術者 (評定点/満点)	
プロセス評価	実施能力の評価	実施体制と執行計画	/ 20.0点	/ 20.0点	/ 5.0点	—
	実施状況の評価	執行管理	/ 5.0点	/ 5.0点	/ 5.0点	—
		品質管理	/ 20.0点	/ 20.0点	/ 30.0点	/ 50.0点
		業務特性	/ 10.0点	/ 10.0点	/ 12.5点	—
		創意工夫	/ 4.0点	/ 4.0点	/ 4.0点	—
	説明調整能力の評価	説明調整能力	/ 6.0点	/ 6.0点	/ 6.0点	—
	取組姿勢	責任感、積極性、倫理観	/ 5.0点	/ 5.0点	/ 7.5点	—
結果の評価	成果品の品質	/ 30.0点	/ 30.0点	/ 30.0点	/ 50.0点	
業務評定点計		/ 100点	/ 100点	/ 100点	/ 100点	
事故等による減点						
契約不適合による修補 又は損害賠償による減点						
総合評定点 (注2)		/100点	/100点	/100点	/100点	

注) 1. 各項目の評定点及び満点は小数第二位を四捨五入して表示してゐる。

2. 業務評定点数は少数第一位を四捨五入し、整数としている。